

基準不適合の届出に対する審議会での対応方法の改善について（期間短縮・協議実施）

1 経過

景観条例に基づく届出においては、主に数値での基準が定められている色彩と建物配置について、内容の確認を行っており、この基準を超過する場合には、原則審議会に諮って、その可否を判断してきました（令和元年 11 月以降、軽易なものについては担当課で判断）。

審議会で審議いただくことで、客観的な判断が可能になるものの、届出者にとっては判断に時間を要すること、市担当課にとっては届出者に対して景観への配慮に関する専門的な助言が難しいといった課題がありました。

そこで、このような基準を超過する場合について、新たな対応方法を定めるものです。

2 内容

(1) 手続きの流れについて

次のような流れで処理を行います（「図 事務処理の流れ」参照）。

- ①届出者が担当課へ計画図等（配置図、立面図、理由や景観への配慮事項説明資料）を提出する。
- ②計画図等の内容を確認し、担当課のみでの判断が難しい案件は、審議会対象とする。
- ③審議委員へ計画図等を送付し、書面により意見を聴取する（手続き A 意見聴取）。
- ④担当課で委員の意見を取りまとめ、協議書として届出者へ送付する。
- ⑤協議書の内容について、届出者の意見を記載いただき、景観条例の届出の添付書類として提出いただく。
- ⑥届出書類を委員に送付し、最終的な可否を判断いただく（手続き B 景観審議会（書面））。

(2) 備考

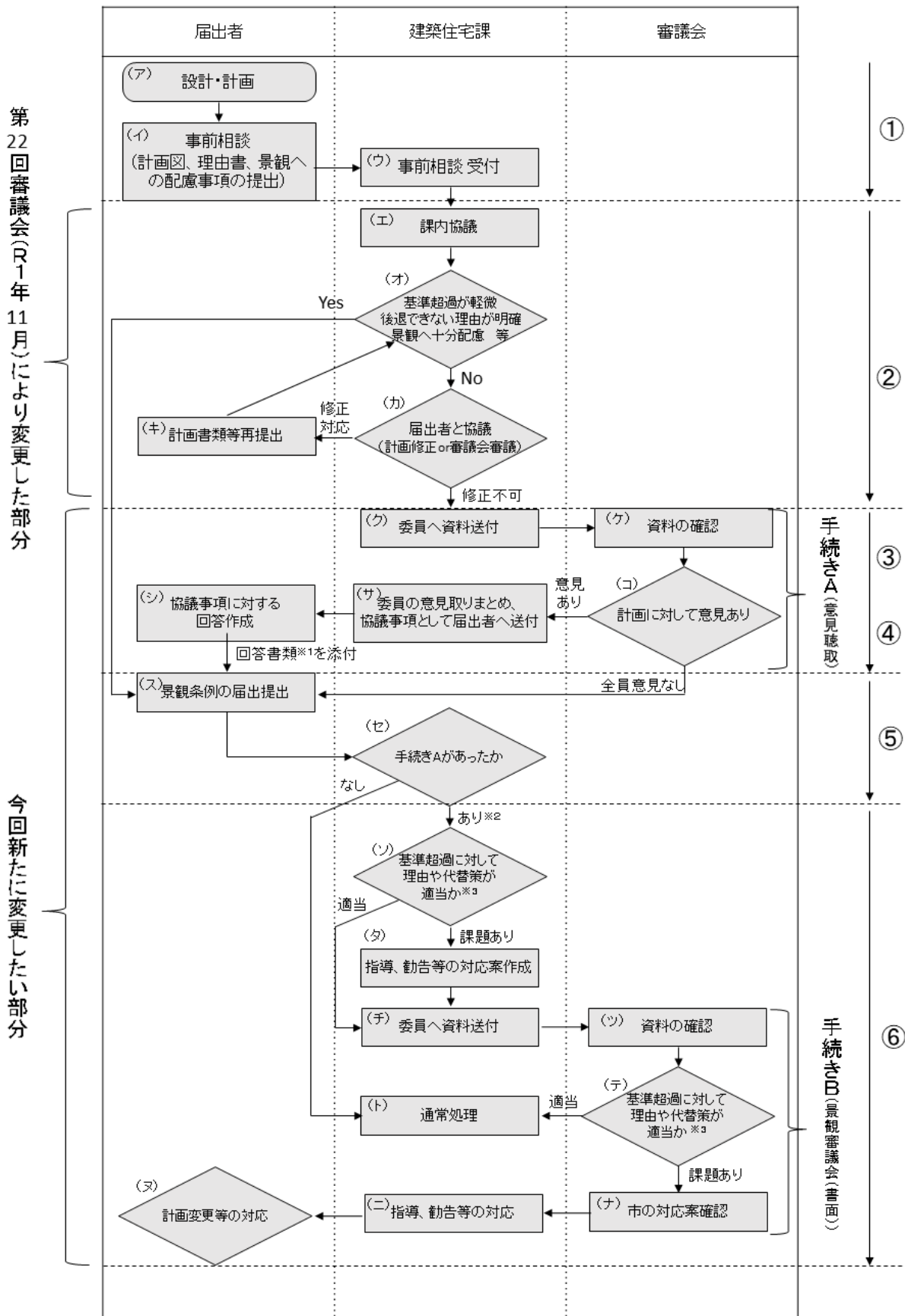
- ・手続き A、B は、電子メール等を活用して 10 日程度で行う。
- ・手続き B は、書面開催の景観審議会（個人情報のため非公開）として取り扱う。
- ・基準超過に対して、届出書類及び協議書に基づき理由や代替策等に課題があると判断される場合は、手続き B において、市の対応（指導、勧告等）について意見を伺う。
- ・協議書に対する回答例

景観審議会からの意見等	届出者の見解等
緑化率が低いので、敷地東側のスペースを活用して、植栽を行ってください。	お施主様にお伝えし、将来的に植栽を行うようにします。
さらに北側に配置を動かさないのでしょうか？	北側は既存の物置があるため、これ以上配置を移動できません。
外壁の色数をもう少し減らし、周囲の景観に馴染むよう配慮してください。	景観へ配慮したデザインへ変更しました。

3 審議事項

対象行為が景観計画で定める基準に適合しない場合、事前に委員各位から意見を聴取し、計画及び協議書の内容に基づき審議会（書面）で審査し、その可否を判断することとしたので、ご意見を賜ります。

図 事務処理の流れ



※1 (2) 備考の「協議書に対する回答例」のような内容を想定

※2 事前相談がなく、基準を超過している場合についても、手続き A は経ないが同様の対応

※3 届出書及び協議書に対する回答に基づき判断